

ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県（以下「県」という。）に寄附された県外在住者に対し、感謝の品として物品やサービス（以下「感謝の品等」という。）を贈呈するにあたって、県の魅力発信、県産品のPR及び販路拡大、関係人口の創出・拡大等を図るため、寄附者に感謝の品等を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請、変更及び廃止の届出)

第2条 提供事業者が、感謝の品等の提供を条件として受け入れた寄附に係る感謝の品等を提供する場合は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 登録を受けようとする者は、ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があった場合、適当であると認められる場合は登録を決定し、不適当であると認められる場合は却下するものとし、ふるさとくまもと応援寄附金登録決定・申請却下・登録取消通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 4 登録された提供事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録した内容に変更がある場合、又は、登録を廃止する場合は、くまもとふるさと応援寄附金感謝の品等提供事業者及び感謝の品等登録変更・廃止届（様式第3号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

(提供事業者の登録要件)

第3条 提供事業者の登録は、以下の要件を全て満たすものについて登録するものとする。

- (1) 県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、県内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。）を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、総務省告示（平成31年総務省告示第179号）第5条第5号に定める感謝の品等を生産等している事業者、感謝の品等の流通状況等を踏まえ知事が特別に認めた事業者を除く。
- (2) 専らふるさと納税の返礼品等を提供することを事業者としている者でないこと。
- (3) 国税、県税（熊本県の県税に限る。）に未納がないこと。
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、仕入れ、販売又はサービス等の提供を行っていること。また、適切な在庫管理及び円滑な配送が行えること。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第154号）等の法令を遵守し、個人情報は適切に取り扱うこととし、感謝の品等の提供についてのみ利用すること。
- (6) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 国及び地方公共団体等の入札参加資格が停止されていないこと。

(10) その他、県が定める要件について誓約できること。

- 2 前項の規定にかかわらず、県が契約しているふるさと納税サイトを運営する事業者及び感謝の品等の発注や配送等事務を県から委託された事業者は、前項の提供事業者とみなすものであること。

(実地調査等)

第4条 知事は、登録の決定、申請の却下、登録の廃止など感謝の品等の提供の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録事業者に対して、感謝の品等の業務の実施状況その他必要な事項について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(登録の取消し)

第5条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく登録を取り消すものとし、登録が取り消された事業者が提供している感謝の品等の取扱いも廃止することとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により提供事業者の登録を受けたとき。

(2) 第3条の要件に該当しなくなると認められるとき。

(3) その他、知事が提供事業者として適当でないと認めるとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、ふるさとくまもと応援寄附金登録決定・申請却下・登録取消通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(寄附金額)

第6条 寄附金額は、感謝の品等の調達価格、送料等の経費を考慮し、総務大臣が定める基準を踏まえ、知事が定める。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は税務課長が別に定める。

- 2 申請書の作成及び提出等に要する費用は、提供事業者が負担する。

附則

1 この要項は、令和6年(2024年)3月26日から施行する。

2 当該要項の施行前に既に感謝の品等の提供を行っている者については、様式第1号の提出をもって、登録したものとみなす。